



5中監第24号  
令和6年1月29日

中野市長 湯本 隆英 様  
中野市議会議長 原澤 年秋 様  
中野市教育委員会教育長 柴本 豊 様

中野市監査委員 丸谷 弘幸

中野市監査委員 宇塚 千晶

令和5年度 定期監査・財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により、令和5年度定期監査及び財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。



令和 5 年度

定期監査報告書  
財政援助団体等監査報告書

中野市監査委員



# 定期監査報告書

## 1 監査の対象

令和5年度上半期中野市一般会計、特別会計（国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、倭財産区事業、永田財産区事業、中野財産区事業）、下水道事業会計及び水道事業会計に係る事務事業

※上記に係る全ての部局課室等が対象

## 2 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、次の事項を主眼として実施した。

### (1) 共通事項

市の行財政運営が、次の項目の趣旨にのっとり、公正で合理的かつ効率的に実施されているかを、住民の視点に立って確認する。

ア 事務を処理するに当たって、市民の福祉の増進に努めているとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか

イ 組織及び運営の合理化に努めているか

ウ 法令に違反して事務を処理していないか

### (2) 重点項目

中野市団体事務従事取扱規程で定める会計事務の運用状況

## 3 監査の主な実施内容

監査に当たっては、中野市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して実施した。

令和5年度上半期（4月1日から9月30日までの間）における財務に関する事務の執行等について、あらかじめ関係部課等に対し関係書類、諸帳簿等の提出を求め、関係職員から事務の執行状況及び内容等の説明を聴取するとともに、必要に応じて関係書類の照合等により実施した。また、加えて現地調査も実施した。

## 4 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 中野市役所 会議室 21
- (2) 監査日程 令和5年11月8日 から 12月26日 までの間（9頁参照）
- (3) 現地調査 令和6年1月15日
  - ・中野市南部学校給食センター
  - ・中野市北部学校給食センター

## 5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、概ね適正かつ効率的に行われているものと認められた。

収入・支出事務は、一般会計では歳入歳出予算額 285 億 6,834 万 2 千円に対する収入割合は 39.5%、歳出の執行率は 32.3%となっている。

特別会計（6 会計）では、歳入歳出予算額 110 億 7,690 万 9 千円に対する収入割合は 37.1%、歳出の執行率は 37.3%となっている。

企業会計の下水道事業では、歳入予算額 40 億 2,781 万 1 千円に対する収入割合は 23.3%、歳出予算額 45 億 9,392 万 46 百円に対する執行率は 23.8%となっており、水道事業では、歳入予算額 15 億 9,950 万 9 千円に対する収入割合は 31.3%、歳出予算額 18 億 8,654 万 7 千円に対する執行率は 28.7%となっている。

一般会計の歳入のうち、市税は前年度同時期に比べ収入額が 2 億 2,901 万 7 千余円（5.8%）の減少となり、収納率は 1.0 ポイント減少している。

特別会計の歳入のうち、国民健康保険税は前年度同時期に比べ収入額が 3,854 万余円（11.8%）の減額、収納率は 1.8 ポイント減少している。

歳出については、一般会計、特別会計及び企業会計とも概ね適正に行われている。

引き続き各事業の実施に当たっては、適期な執行を図り最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めるとともに、会計経理等の適正な執行を確保するため、法令遵守の観点から内部統制及び内部牽制組織の改善若しくは強化を継続的に図る必要がある。

また、近年の気象災害等による市民生活への影響が継続する中、市民ニーズに沿った持続的な行財政運営を行ううえで、市の総合計画をはじめとした各種計画に定めた施策を着実かつ効果的に進めていくことを期待する。

このほか、軽微な改善事項等については、監査当日、関係部課長等に検討を促したところである。

また、今回の監査の重点項目とした中野市団体事務従事取扱規程で定める会計事務の運用状況については、関係課等への聞き取り調査のほか、関係書類、諸帳簿等との照合や事務室への立入調査を実施したところ、規程に基づいた事務処理がされていない団体が見受けられた。なお、改善の必要な事項と改善方法については、口頭で指示したところである。

## 令和5年度 一般会計歳入予算執行状況及び前年度比較（9月末現在）

(単位：円、%)

科 目	5年度予算現額 (繰越額含む)	収 入			済 額		比 較 (A-B)	備 考
		5年度(A)	予算比	4年度(B)	予算比			
1 市税	6,704,400,000	3,715,439,210	55.4	3,944,457,038	58.5	△ 229,017,828		
2 地方譲与税	226,800,000	70,124,000	30.9	66,810,000	30.6	3,314,000		
3 利子割交付金	3,500,000	615,000	17.6	905,000	24.0	△ 290,000		
4 配当割交付金	26,000,000	6,938,000	26.7	6,338,000	28.4	600,000		
5 株式等譲渡所得割交付金	20,000,000	0	0.0	0	0.0	0		
6 法人事業税交付金	69,000,000	51,377,000	74.5	44,813,000	215.3	6,564,000		
7 地方消費税交付金	1,062,600,000	618,406,000	58.2	587,914,000	57.8	30,492,000		
8 ゴルフ場利用税交付金	6,600,000	2,765,560	41.9	2,278,850	34.9	486,710		
9 環境性能割交付金	16,000,000	6,832,000	42.7	3,951,000	40.1	2,881,000		
10 地方特例交付金	34,000,000	37,304,000	109.7	38,820,000	16.8	△ 1,516,000		
11 地方交付税	5,098,562,000	3,443,224,000	67.5	3,563,479,000	65.9	△ 120,255,000		
12 交通安全対策特別交付金	4,900,000	2,190,000	44.7	2,650,000	47.1	△ 460,000		
13 分担金及び負担金	109,647,000	38,885,485	35.5	41,200,863	45.3	△ 2,315,378		
14 使用料及び手数料	228,260,000	111,296,153	48.8	115,621,975	45.5	△ 4,325,822		
15 国庫支出金	3,241,986,000	952,836,494	29.4	511,369,329	28.3	441,467,165		
16 県支出金	1,672,205,000	241,728,452	14.5	255,404,967	17.7	△ 13,676,515		
17 財産収入	61,324,000	28,583,055	46.6	45,927,587	50.0	△ 17,344,532		
18 寄附金	2,000,120,000	515,432,000	25.8	320,586,211	50.4	194,845,789		
19 繰入金	1,052,002,000	0	0.0	0	0.0	0		
20 繰越金	1,303,106,000	1,303,106,215	100.0	934,737,238	100.0	368,368,977		
21 諸収入	851,424,000	136,410,802	16.0	156,654,730	21.2	△ 20,243,928		
22 市債	4,775,906,000	0	0.0	0	0.0	0		
合 計	28,568,342,000	11,283,493,426	39.5	10,326,791,209	43.4	956,702,217		

※ 上記市税の収入済額には、この他に9月末時点で歳入歳出外現金会計へ収入となっている市税分が加算される。

## 令和5年度 一般会計歳出予算執行状況及び前年度比較（9月末現在）

(単位：円、%)

科目	5年度予算現額 (繰越額含む)	支出			比較 (A-B)	備考
		5年度 (A)	執行率	4年度 (B)		
1 議会費	182,567,000	94,656,617	51.8	93,983,195	54.3	673,422
2 総務費	7,126,395,000	1,937,200,258	27.2	1,023,528,259	22.2	913,671,999
3 民生費	7,376,606,000	2,615,618,182	35.5	2,601,298,479	34.7	14,319,703
4 衛生費	1,484,984,000	564,843,686	38.0	625,677,209	40.9	△ 60,833,523
5 労働費	70,248,000	16,271,389	23.2	14,693,266	62.5	1,578,123
6 農林水産業費	1,477,896,000	387,265,733	26.2	497,851,682	36.1	△ 110,585,949
7 商工費	1,830,210,000	546,288,869	29.8	553,081,892	31.8	△ 6,793,023
8 土木費	3,851,211,000	937,007,790	24.3	688,234,042	27.5	248,773,748
9 消防費	840,635,000	375,468,376	44.7	344,965,214	47.3	30,503,162
10 教育費	1,852,331,000	649,802,285	35.1	640,100,145	35.1	9,702,140
11 公債費	2,408,945,000	1,075,952,133	44.7	1,188,316,218	48.9	△ 112,364,085
12 予備費	44,847,000	0	0.0	0	0.0	0
13 災害復旧費	21,467,000	19,481,000	90.7	22,514,800	7.8	△ 3,033,800
合計	28,568,342,000	9,219,856,318	32.3	8,013,572,726	33.7	1,206,283,592
歳入歳出差引額	0	2,063,637,108	—	2,313,218,483	—	△ 249,581,375

## 令和5年度 特別会計・企業会計予算執行状況及び前年度比較（9月末現在）

(単位：円、%)

会計名	5年度予算現額 (繰越額含む)		収入			支出			出 済 額		収 支 差 引 額	
	5年度 (A)	予算比	4年度 (B)	予算比	5年度 (C)	執行率	4年度 (D)	執行率	5年度 (A-C)	4年度 (B-D)		
国民健康保険事業	5,451,323,000	34.8	2,007,340,256	38.0	1,938,040,061	35.6	1,971,789,828	36.8	△ 38,546,204	35,550,428		
後期高齢者医療事業	635,556,000	44.2	281,928,597	46.1	271,981,712	42.8	266,069,015	44.3	9,087,372	15,859,582		
介護保険事業	4,987,350,000	38.6	1,939,704,238	39.7	1,918,456,592	38.5	1,834,593,861	38.8	8,618,584	105,110,377		
倭財産区事業	681,000	55.2	326,511	27.9	356,445	52.3	47,825	26.5	19,134	278,686		
永田財産区事業	402,000	34.1	200,455	7.9	21,883	5.4	21,415	31.0	115,002	179,040		
中野財産区事業	1,597,000	43.3	1,023,992	8.9	56,313	3.5	36,693	0.1	634,667	987,299		
合 計	11,076,909,000	37.1	4,251,024,289	39.1	4,128,913,006	37.3	4,132,252,871	38.0	△ 20,071,445	118,771,418		
歳入歳出外現金会計	-	-	2,568,412,882	-	2,161,481,083	-	2,232,007,678	-	350,791,636	336,405,204		
下水道事業	歳入 4,027,811,000	(調定額)	(調定額)									
	歳出 4,593,924,600	23.3	955,284,503	28.4	1,092,899,881	23.8	1,227,077,014	26.9	△ 155,979,862	△ 271,792,511		
水道事業	歳入 1,599,509,000	(調定額)	(調定額)									
	歳出 1,886,547,000	31.3	538,138,251	36.3	542,159,710	28.7	357,599,024	22.0	△ 41,099,610	180,539,227		



## 市税及び国民健康保険税の前年度比較（9月末現在）

(単位：円、%)

科	目	5年度(A)	4年度(B)	比較増減(A-B)	前年度対比 (A/B×100)	備考
市	調定額	6,876,970,289	7,137,924,425	△ 260,954,136	96.3	
	収入額	3,903,453,138	4,128,914,926	△ 225,461,788	94.5	※
	収入未済額 (内納期到来分)	2,973,517,151 ( 56,646,919)	3,009,009,499 ( 284,033,655)	△ 35,492,348 ( △ 227,386,736)	98.8 ( 19.9)	
	収納率 (内納期到来分)	56.8 ( 95.9)	57.8 ( 93.0)	△ 1.0 ( 2.9)	/	
国民健康保険税	調定額	1,193,673,072	1,281,213,630	△ 87,540,558	93.2	
	収入額	385,350,522	436,853,074	△ 51,502,552	88.2	※
	収入未済額 (内納期到来分)	808,322,550 ( 115,424,150)	844,360,556 ( 220,360,456)	△ 36,038,006 ( △ 104,936,306)	95.7 ( 52.4)	
	収納率 (内納期到来分)	32.3 ( 0.0)	34.1 ( 63.0)	△ 1.8 ( △ 63.0)	/	
(内訳) 一般被保険者	調定額	1,192,984,427	1,279,440,943	△ 86,456,516	93.2	
	収入額	385,350,522	436,660,488	△ 51,309,966	88.2	
	収入未済額 (内納期到来分)	807,633,905 ( 114,735,505)	842,780,455 ( 218,780,355)	△ 35,146,550 ( △ 104,044,850)	95.8 ( 52.4)	
	収納率 (内納期到来分)	32.3 ( 72.5)	34.1 ( 63.2)	△ 1.8 ( 9.3)	/	
(内訳) 退職被保険者	調定額	688,645	1,772,687	△ 1,084,042	38.8	
	収入額	0	192,586	△ 192,586	0.0	
	収入未済額 (内納期到来分)	688,645 ( 688,645)	1,580,101 ( 1,580,101)	△ 891,456 ( △ 891,456)	43.6 ( 43.6)	
	収納率 (内納期到来分)	0.0 ( 0.0)	10.9 ( 10.9)	△ 10.9 ( △ 10.9)	/	

※ 市税及び国民健康保険税の収入額は、9月末時点の歳入歳出外現金会計に収入済となった額も含めたものである。

# 財政援助団体等監査報告書

## 1 監査の対象

令和4年度の財政援助団体等における出納事務等並びに所管部局の財政援助事務

補助金等の名称	団体名	所管課	監査日
中野市青少年健全育成会連絡協議会補助金	中野市青少年健全育成会 連絡協議会ほか 10 地区 育成会	子育て課	12月26日
中野市田上揚水機場維持管理事業補助金	北信州土地改良区	農業振興課	
下水の終末処理事務委託に関する協定に基づく負担金 (管理費負担金・建設負担金)	木島平村	上下水道課 (下水道事業 会計)	
中野市指定管理者運営支援事業補助金	交付対象者 5 者	商工観光課 文化スポーツ振興課 福祉課	

## 2 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、補助金等の目的に沿って適正に使われているかについて、次の項目を主眼として監査を実施した。

- ・ 補助金等の財政援助の決定は法令等に適合しているか
- ・ 補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確であるか  
また、公益上の必要性は充分であるか
- ・ 補助金の額の算定、交付方法、時期及び手続等は適正であるか
- ・ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか

## 3 監査の主な実施内容

監査に当たっては、中野市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して実施した。

令和4年度の財政援助団体等の出納事務等について、あらかじめ関係部課等に対し交付申請及び実績報告に付された書類等の提出を求め、また監査時において補助金交付先の団体から提示された資料に基づき、団体関係者又は所管課の関係職員に説明を聴取するとともに、必要に応じて関係書類の照合等により実施した。

#### 4 監査の結果

財政援助団体等の出納、その他事務の執行が適正に処理されているか、上記のとおり監査した限りにおいては、概ね適正に処理されていたが、中野市指定管理者運営支援事業補助金交付要綱に基づく補助金額算定にあたり、その算出根拠となる指定管理者から提出された関係書類の不備が一部見受けられたことから、指定管理者の会計処理や関係書類の作成について指導するとともに、確認を徹底されたい。

このほか軽微な改善事項等については、所管課の関係職員に検討を促したところである。

#### 資料5

#### 財政援助団体等の業務に関する会計の決算状況（令和4年度）

（単位：円、％）

団 体 名	事業費 (決算額)	左のうち 補助等金額	補助等割合
[中野市青少年健全育成会連絡協議会補助金]			
中野市青少年健全育成会連絡協議会ほか 10 地区育成会	3,071,248	817,545	27%
[中野市田上揚水機場維持管理事業補助金]			
北信州土地改良区	2,785,569	1,000,000	36%
[下水の終末処理事務委託に関する協定に基づく負担金（管理費負担金・建設負担金）]			
木島平村	137,409,140	3,936,831	3%
[中野市指定管理者運営支援事業補助金]			
交付対象者 5 者	19,900,335	11,402,320	57%

※ 補助または負担金割合は、決算額（補助等対象経費）に対する補助金額の割合です。

## 令和5年度 定期監査等日程

期間：令和5年11月8日～12月26日

日時/会場		所 管	前年度 時間(分)
11月8日(水) 会議室21	9:00	・消防費 ・民生費 ・特別会計 介護保険事業	消防部 消防課 36 健康福祉部 高齢者支援課 72
	13:30	・民生費 ・衛生費 ・民生費	健康福祉部 社会就労センター 23 健康づくり課 48 新型コロナウイルスワクチン接種推進室 28 福祉課 43
11月13日(月) 会議室21	9:00	・民生費 ・総務費 ・民生費 ・特別会計 国民健康保険事業 後期高齢者医療事業	くらしと文化部 人権センター 25 人権・男女共同参画課 25 市民課 63
	13:30	・総務費 ・総務費 ・衛生費 ・総務費	くらしと文化部 中山晋平記念館 29 高野辰之記念館 24 文化スポーツ振興課 50 生活環境課 37 消費生活センター 20 市民協働推進室 14
11月15日(水) 会議室21	9:00	・土木費	建設水道部 道路河川課 63 都市計画課 59
	13:30	・企業会計 下水道事業 水道事業 ・議会費 ・総務費	建設水道部 上下水道課 44 議会事務局 15 行政委員会事務局 23
11月17日(金) 会議室21	9:00	・教育費	教育委員会 学校給食センター 30 学校教育課 81
	13:30	・教育費	教育委員会 公民館 34 博物館 29 図書館 23 生涯学習課 20
11月20日(月) 会議室21	9:00	・労働費 ・商工費 ・農林水産業費 ・倭財産区 ・永田財産区 ・農林水産業費	経済部 商工観光課 62 農業振興課 111 農業委員会事務局 22
	13:30	・民生費	子ども部 子育て課 36 子ども相談室 16 保育課 36
11月28日(火) 監査委員事務局	13:30	・総務費 (例月出納検査)	会計課 28
	16:00	・後日回答とした課等の説明	
11月29日(水) 会議室21	9:00	・総務費	総務部 庶務課 46 危機管理課 26 税務課 28
	13:30	・総務費 ・総務費 ・中野財産区	総務部 公共施設マネジメント推進室 28 企画財政課 116
12月26日(火) 会議室21	終日	・財政援助団体	

## 資料 7

(参考)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） （抄）

(職務)

第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2・3 (略)

4 監査委員は、毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。

5・6 (略)

7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

8 (略)

9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

10 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

11・12 (略)